



4月から変わります…

その1
権限移譲

広島県の事務・権限の一部が 熊野町に移ります



熊野町は、地方分権型社会にふさわしいまちづくりを推進するため、県の事務や権限の一部を平成18年度以降、順次譲り受けます。

これに伴い、県庁やその地方機関を取扱窓口とする申請や手続等の一部が、熊野町役場でできるようになります。

地方分権とは？

国と地方や県と市町が、分担すべき役割を見直すことです。県や市町が住民に身近な行政を総合的に行えるよう、事務や権限の一部を財源と共に国から県へ、あるいは、県から市町へ移し、個性的な地域社会を実現しようとするものです。

広島県においても、平成17年から21年までの5年間で189項目の事務や権限を市町に移譲する計画が推進されています。

「三世代が住みよい
緑の生活創造都市・熊野町」
をめざして！

熊野町のまちづくりの基本理念である「三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町」を実現するために、熊野町の特性に応じた施策や、地域の実情に即した多様な行政サービスが、町民の意思により、熊野町が自主的、自律的に実施できる環境が必要です。

4月から熊野町に移る予定の事務・権限

| 事務名 | 問合せ先 |
|---|----------------------|
| ・心身障害者扶養共済申請書等の受理等【窓】 | 福祉課 TEL820-5605 |
| ・医師等の免許申請書等の受理等【窓】 (医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、保健師、助産師、(准)看護師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士、視能訓練士、臨床検査技師、衛生検査技師) | |
| ・民生委員・児童委員活動等の指揮監督 | |
| ・身体・知的障害者相談員の設置・研修 | |
| ・調理師、製菓衛生師、クリーニング師の免許申請等の受理等【窓】 | 生活環境課 TEL820-5606 |
| ・被爆者の保健指導・健康相談・健康診断 | 健康課 TEL855-1755 |
| ・未熟児の訪問指導、低体重児の届出受付 | |
| ・農用地区域内の開発許可 | 建設課 TEL820-5607 |
| ・農地転用許可等 | |
| ・入会林野整備計画の承認等 | |
| ・県道の維持修繕（矢野安浦線を除く） | |
| ・急傾斜地崩壊防止施設の維持管理 | 都市整備課 TEL820-5608 |
| ・屋外広告物の規制 | |

※【窓】は、4月から熊野町役場を取扱窓口が変わる事務。
※申請等に必要ない紙は、4月から役場内で販売予定。
※一部、年度中途に移譲される権限を含む。

このため、県の事務や権限についても、次の3つの視点から計画的に譲り受けを進めます。

- ①町民の皆さまに直接的に利便が発生するもの
(身近な行政サービスを身近に提供)
- ②熊野町の自治権強化につながるもの
(地域の実情に即した施策の展開)
- ③町政の効率化につながるもの
(事務の簡素・効率化を推進)

また、県が移譲を計画する事務や権限には、複数の町が共同して取り組むことで、効率化が図られるものもあります。広域的な視点で連携・調整が必要なもの、画一的な事務を能率的・効率的に処理できるもの、専門職種が効率的に配置できるもの等については、近隣町と話し合いながら進めていきます。

平成18年度に熊野町の事務・権限となるものは左表のとおりです。

(政策室 TEL 820-5632)

町民の皆さまや地域の課題が、最も身近な地方公共